

障害者控除対象者認定書の交付について

心身に障害のある65歳以上で、身体障害者手帳及び療育手帳等の交付を受けていない人が、次の認定基準に該当する場合、「障害者または特別障害者に準ずる者」として所得税及び市県民税の申告において所得控除を受けることができます。

■認定を受けようとする人は、申請が必要です。

◇申請に必要なもの

- ・障害者控除対象者認定申請書(福祉事務所窓口にあります。)
- ・障害者控除対象者と申請者の印鑑

◇申請できる人

障害者控除対象者本人またその親族に限ります。

◇認定基準日

申請年度の12月31日

◇認定書の交付について

介護保険要介護認定の資料に基づいて審査(要介護認定を受けていない場合は面接や聞き取り調査による審査)し、該当者に認定書を交付します。

◇認定基準

次の認定基準に該当する場合、障害者控除対象者認定書を交付します。

控除の区分	認定対象者	認定基準
障害者控除	知的障害者(軽度・中度)に準ずる人	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲの人
	身体障害者(3級～6級)に準ずる人	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がAの人
特別障害者控除	知的障害者(重度)に準ずる人	認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ又はMの人
	身体障害者(1級、2級)に準ずる人	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB又はCの人
	寝たきり老人	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態(概ね6ヶ月以上臥床し、食事及び排便等の日常生活に支障のある状態)

■お問い合わせ先

えびの市福祉事務所福祉係

電話 0984-35-1111内線(266) FAX 0984-35-0401